

佐賀県屋外広告物条例施行規則（昭和39年佐賀県規則第69号）

（趣旨）

第1条 この規則は、佐賀県屋外広告物条例（昭和39年佐賀県条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第1条の2 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（平22規則3・追加）

（禁止広告物）

第1条の3 条例第3条の規則で定める広告物又は掲出物件は、次に掲げるものとする。

- (1) 電光による表示、スライドその他の方法による映写等の類を表示する広告物（以下「発光可変表示式屋外広告物」という。）
- (2) 立看板（容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物に立て掛けられているものを除く。）、広告塔その他の土地に定着する広告物又は掲出物件
- (3) 電柱、街路柱等を利用する広告物（突出したものに限る。）

（平17規則136・追加、平19規則5・平19規則84・一部改正、平22規則3・旧第1条の2繰下・一部改正）

（許可の申請）

第2条 条例第5条第1項又は第6条第5項の規定により知事の許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書（別記様式第1号）2通に次の各号に掲げる書類を添えて、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする場所（武雄市の区域に係る場所を除く。以下この項において同じ。）を所轄する土木事務所長を経由して知事に申請しなければならない。ただし、はり紙その他これに類するもので、表示しようとする場所が2以上の土木事務所の所轄地にわたるものであるときは、当該土木事務所のうち、いずれかの土木事務所長を経由して知事に申請することができる。

- (1) 形状、寸法、材料及び構造に関する仕様書及び図面（模写図）
- (2) 意匠、色彩並びに表示の寸法及び面積（変形のものにあつては面積計算方式）を表示した書類
- (3) 照明又は音響を伴うものにあつてはその大要を記載した書類
- (4) 建物を利用するものにあつては建物との関係を表示した書類
- (5) 表示又は設置の場所の附近の状況見取図
- (6) 他の同種の広告物又は掲出物件までの距離を表示した書類（自家用広告物等以外の建植広告物を表示し、又は設置する場合に限る。）
- (7) 表示又は設置の場所が他人の所有又は管理に属するものであるときはその承認を証する書類
- (8) 条例第6条の2第1項の規定の適用を受けようとする場合は、自家用広告物等の形態、色彩その他の意匠が周囲の景観と調和していることを説明する書類

2 条例第22条の2の規定により読み替えて適用する条例第5条第1項又は第6条第5項の規定により武雄市長の許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書2通に前項各号に掲げる書類を添えて、武雄市長に申請しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、許可の申請に係るものがはり紙その他これに類するものであるときは、

第1項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(平16規則68・平17規則21・平20規則9・平22規則3・一部改正)

(許可区域)

第2条の2 条例第5条第1項に規定する許可区域は、別表第1に定めるところによる。

(平22規則3・追加)

(許可の基準)

第3条 条例第5条第1項又は第6条第5項（いずれも条例第22条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による許可の基準は、別表第2に定めるところによる。

(平22規則3・一部改正)

(広告物特例地区の申出)

第3条の2 条例第5条の2第1項の規定により広告物特例地区の指定を受けようとする市町長は、広告物特例地区指定申出書（別記様式第1号の2）により知事に申し出るものとする。

2 前項の規定は、条例第5条の2第4項の規定による広告物特例地区の指定の変更又は解除について準用する。

(平22規則3・追加)

(許可)

第4条 知事又は武雄市長は、第2条第1項又は第2項の規定により許可の申請があった場合は当該内容を審査し、適当であると認めるときは、許可をするものとする。この場合においては、当該申請書の1通に許可印（別記様式第2号）を押し、これに証票（別記様式第3号）を添えて申請者に交付するものとする。ただし、当該許可がはり紙、はり札、広告幕その他これらに類するものに係るものであるときは、当該広告物等に、検印（別記様式第4号）を行い、証票に代えるものとする。

2 知事又は武雄市長は、第2条第1項又は第2項の規定による申請が許可することができないものであるときは、当該申請書の1通に理由を記載して当該申請者に通知するものとする。

(平17規則21・平20規則9・一部改正)

(公共用広告物の協議)

第4条の2 条例第6条第1項括弧書（条例第22条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による協議は、公共用広告物協議書（別記様式第4号の2）によらなければならない。

(平22規則3・追加)

(適用除外)

第4条の3 条例第6条第1項第2号の規則で定めるものは、発光可変表示式屋外広告物とする。

2 条例第6条第2項第1号から第3号までの規則で定める基準は、別表第3に定めるところによる。

3 条例第6条第3項第2号の規則で定める基準は、別表第4に定めるところによる。

4 条例第6条第4項の規則で定めるものは、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第7条第4項に規定するはり紙、はり札等、広告旗及び立看板等（第5条の2第1項において「はり紙等」という。）とする。

(平 17 規則 136・追加、平 22 規則 3・旧第 4 条の 2 繰下・一部改正)

(自家用広告物等に係る適用除外の特例適用の申請)

第 4 条の 4 条例第 6 条の 2 第 1 項の規定により条例第 6 条第 2 項第 1 号に規定する基準の特例となる自家用広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、自家用広告物等適用除外特例適用申請書（別記様式第 4 号の 2 の 2）を知事に提出しなければならない。

2 第 2 条第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

(平 22 規則 3・追加)

(許可の期間)

第 4 条の 5 条例第 7 条第 2 項に規定する許可の期間は、次の各号に掲げる広告物又は掲出物件の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) はり紙及びこれに類するもの 1 月以内

(2) 立看板又は広告旗 6 月以内

(3) 広告幕及びこれに類するもの 1 月以内

(4) 気球広告 1 月以内

(5) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 88 条第 1 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定により建築主事の確認を受けるべき広告物又は掲出物件 3 年以内

(6) 自家用広告物等 3 年以内

(7) 前各号に掲げる以外の広告物又は掲出物件 1 年以内

(平 25 規則 47・追加)

(変更等の許可)

第 5 条 条例第 8 条第 1 項の規定により改造その他の変更の許可を受けようとする者は、屋外広告物変更許可申請書（別記様式第 5 号）を知事に提出しなければならない。

2 条例第 8 条第 2 項の規定により継続の許可を受けようとする者は、屋外広告物継続許可申請書（別記様式第 6 号）に屋外広告物自己点検報告書（別記様式第 6 号の 2）を添えて知事に提出しなければならない。

3 第 2 条から第 3 条まで及び第 4 条の規定は、前 2 項の場合に準用する。ただし、前項の許可の申請に係る内容が、当該許可申請の際現に許可されている内容と同一であるときは、第 2 条第 1 項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

4 第 2 項に規定する書類は、当該許可期間満了の日の 1 月前（許可期間が 1 月を越えないものにあつては、10 日前）までに提出しなければならない。

(平 24 規則 9・平 25 規則 47・一部改正)

(管理者等)

第 5 条の 2 条例第 8 条の 2 第 1 項の規則で定める広告物又は掲出物件は、はり紙等とする。

2 条例の規定による許可に係る広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、条例第 8 条の 2 第 1 項又は第 8 条の 3 第 2 項の規定により管理者を設置し、又は変更したときは、屋外広告物管理者等設置・変更届（別記様式第 4 号の 2 の 3）により、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

3 条例第 8 条の 2 第 2 項の規則で定める広告物又は掲出物件は、建築基準法第 88 条第 1 項において準

用する同法第6条第1項の規定により建築主事の確認を受けるべき広告物又は掲出物件とする。

- 4 条例第8条の2第2項の規則で定める者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する1級建築士又は2級建築士の資格を有する者とする。

（平17規則136・追加、平19規則5・平24規則9・平25規則47・一部改正）

（変更等の届出）

第5条の3 条例第8条の3第1項の規定による届出は、屋外広告物管理者等設置・変更届によらなければならない。

- 2 条例第8条の3第3項の規定による届出は、屋外広告物滅失届（別記様式第4号の3）によらなければならない。

- 3 条例の規定による許可に係る広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又は当該広告物の管理者がその商号、名称若しくは氏名又は住所を変更したときは、屋外広告物管理者等設置・変更届により、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

（平17規則136・追加、平19規則5・平24規則9・一部改正）

（手数料の減免）

第6条 条例第11条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、屋外広告物許可手数料減免申請書（別記様式第7号）2通を当該許可の申請の際に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により手数料減免の申請があった場合は当該内容を審査し、適当であると認めるときは、屋外広告物許可手数料減免決定通知書（別記様式第8号）により申請者に通知するものとする。

- 3 知事は、第1項の規定による申請が減免することができないものであるときは、当該申請書の1通に理由を記載して当該申請者に通知するものとする。

（平20規則9・一部改正）

（除却届）

第7条 条例第14条第3項の規定による屋外広告物等の除却の届出は、屋外広告物除却届（別記様式第9号）によらなければならない。

（公示を行う場所）

第7条の2 条例第15条の2第1項に規定する規則で定める場所は、広告物又は掲出物件を除却した場所を所轄する土木事務所又は武雄市役所（次条第1項において「所轄土木事務所等」という。）とする。

（平16規則68・追加、平17規則21・平20規則9・一部改正）

（保管物件一覧簿の閲覧）

第7条の3 条例第15条の2第3項に規定する保管物件一覧簿は、広告物又は掲出物件の保管を始めた年度ごとに調製し、所轄土木事務所等において1年間、一般の閲覧に供する。

- 2 閲覧の時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、佐賀県の休日に関する条例（平成元年佐賀県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日には、閲覧に供しない。

- 4 閲覧しようとする者は、保管物件一覧簿を、指定された閲覧の場所以外の場所に持ち出してはならない。

5 閲覧しようとする者は、係員の指示に従わなければならない。

(平 16 規則 68・追加、平 17 規則 21・一部改正)

(価額の評価の方法)

第 7 条の 4 条例第 15 条の 3 の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。

(平 16 規則 68・追加)

(売却の手續)

第 7 条の 5 条例第 15 条の 4 の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却については、佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 35 号）第 7 章の規定の例によるものとする。

(平 16 規則 68・追加)

(返還の手續)

第 7 条の 6 知事又は武雄市長は、条例第 15 条の 6 の規定により保管した広告物又は掲出物件を当該広告物又は掲出物件の所有者等（条例第 15 条の 2 第 2 項に規定する所有者等をいう。以下この条において同じ。）に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者が当該広告物又は当該掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させるものとする。

(平 16 規則 68・追加、平 17 規則 21・平 20 規則 9・平 24 規則 9・一部改正)

(身分証明書)

第 7 条の 7 条例第 15 条の 7 第 2 項の身分を示す証明書の様式は、別記様式第 10 号によるものとする。

(平 17 規則 136・追加、平 24 規則 9・一部改正)

(屋外広告業の登録申請等)

第 8 条 屋外広告業者は、条例第 17 条の 2 第 3 項の規定による更新の登録を受けようとするときは、その者が規に受けている登録の有効期間満了日の 30 日前までに当該登録の更新を申請しなければならない。

(平 17 規則 136・全改)

第 9 条 条例第 17 条の 3 第 1 項の申請は、屋外広告業登録申請書（別記様式第 11 号）によらなければならない。

2 条例第 17 条の 3 第 2 項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第 17 条の 3 第 1 項に規定する登録申請者（以下「登録申請者」という。）が法人である場合にあってはその役員（業務を執行する社員、取締役、代表者、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）、未成年者（屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有する者を除く。以下同じ。）である場合にあってはその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、当該法人及びその役員）が、条例第 17 条の 5 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- (2) 登録申請者が選任した業務主任者が条例第 17 条の 10 第 1 項各号に掲げる要件のいずれかに適合す

る者であることを証する書面

- (3) 登録申請者が選任した業務主任者が本人又はその従業員（登録申請者が法人である場合にあっては、その役員を含む。）であることを証する書面
 - (4) 登録申請者（その者が法人である場合にあってはその役員、未成年者である場合にあっては当該登録申請者及びその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員。第4項第1号において同じ。））の略歴を記載した書面
 - (5) 登録申請者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書
 - (6) 登録申請者が個人である場合にあっては、登録申請者（当該登録申請者が未成年者である場合にあっては、当該登録申請者及びその法定代理人）の住民票の写し又はこれに代わる書面（法定代理人が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書）
- 3 前項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の8第1項の規定により本人確認情報（同法第30条の5第1項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）を利用することができるときは、登録申請者は、前項第6号に掲げる書類の添付を省略することができる。
- 4 知事は、第2項に定めるもののほか、登録申請者に対し、次に掲げる者（住民基本台帳法第30条の8第1項の規定により本人確認情報を利用することができる者を除く。）に係る住民票の写し又はこれに代わる書面の提出を求めることができる。
- (1) 登録申請者が法人である場合にあっては、その役員（当該役員が未成年者である場合にあっては、当該役員及びその法定代理人）
 - (2) 登録申請者が選任した業務主任者
- 5 条例第17条の3第2項及び第2項第1号の誓約する書面の様式は、別記様式第12号によらなければならない。
- 6 第2項第4号の書面の様式は、別記様式第12号の2によらなければならない。
（平17規則136・全改、平20規則58・平24規則9・一部改正）

（屋外広告業者登録簿の閲覧）

- 第9条の2 条例第17条の4第1項の屋外広告業者登録簿は、県土づくり本部まちづくり推進課において一般の閲覧に供する。
- 2 第7条の3第2項から第5項までの規定は、前項の閲覧について準用する。
（平17規則136・追加）

（登録に関する意見聴取）

- 第9条の3 知事は、登録申請者が、条例第17条の5第1項第7号から第15号までに掲げる場合に該当するかどうかについて、警察本部長の意見を聴く場合がある。
（平26規則40・追加）

（変更の届出）

- 第9条の4 条例第17条の6第1項の規定による変更の届出は、屋外広告業登録事項変更届出書（別記様式第12号の3）によらなければならない。
- 2 前項の届出書には、次の各号に掲げる変更の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 条例第17条の3第1項第1号に掲げる事項の変更 条例第17条の6第1項の規定による届出をし

ようとする者が法人である場合にあつては登記事項証明書、当該届出をしようとする者が個人である場合にあつては住民票の写し又はこれに代わる書面

- (2) 条例第 17 条の 3 第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更 登記事項証明書並びに第 9 条第 2 項第 1 号及び第 4 号の書面
- (3) 条例第 17 条の 3 第 1 項第 3 号に掲げる事項の変更 法定代理人に係る第 9 条第 2 項第 1 号及び第 4 号の書面並びに法定代理人が法人である場合にあつては登記事項証明書、個人である場合にあつては住民票の写し又はこれに代わる書面
- (4) 条例第 17 条の 3 第 1 項第 4 号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。）
登記事項証明書
- (5) 条例第 17 条の 3 第 1 項第 5 号に掲げる事項の変更 第 9 条第 2 項第 2 号の書面

3 第 9 条第 3 項及び第 4 項の規定は、第 1 項の届出について準用する。この場合において、同条第 3 項中「登録申請者は、前項第 6 号に掲げる書類」とあるのは「条例第 17 条の 6 第 1 項の規定による届出をしようとする者は、住民票の写し又はこれに代わる書面」と、同条第 4 項中「登録申請者」とあるのは「条例第 17 条の 6 第 1 項の規定による届出をしようとする者」と読み替えるものとする。

(平 17 規則 136・追加、平 20 規則 58・平 24 規則 9・平 26 規則 40・一部改正)

(廃業等の手続)

第 9 条の 5 条例第 17 条の 7 の規定による廃業等の届出は、廃業等届出書（別記様式第 12 号の 4）によらなければならない。

(平 17 規則 136・追加、平 26 規則 40・一部改正)

(講習会の開催)

第 10 条 知事は、条例第 17 条の 9 第 1 項の講習会（以下「講習会」という。）を開催しようとするときは、あらかじめ、開催の日時、場所その他講習会に関する事項を公告するものとする。

(昭 50 規則 27・追加、平 17 規則 136・一部改正)

(講習会の課程等)

第 11 条 講習会は、次に掲げる課程について行うものとする。

- (1) 広告物に関する法令
 - (2) 広告物の表示の方法に関する事項
 - (3) 広告物の施工に関する事項
- 2 講習会を受講しようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書（別記様式第 13 号）を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、次に掲げる者については、第 1 項第 3 号に掲げる講習会の課程を免除することができる。
- (1) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 1 項に規定する建築士
 - (2) 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）第 2 条第 4 項に規定する電気工事士
 - (3) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 44 条第 1 項に規定する第 1 種電気主任技術者免状、第 2 種電気主任技術者免状又は第 3 種電気主任技術者免状の交付を受けている者
 - (4) 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の 6 第 1 項及び第 24 条第 3 項の職業訓練で帆布製品製造科に係るものを修了した者、同法第 28 条第 1 項の職業訓練指導員の免許で帆布製品科に係るものを受けた者又は同法第 44 条第 1 項の技能検定で帆布製品製造に係るものに合格した

者

(5) 屋外広告業に関して5年以上の実務経験を有する者

4 前項の規定により講習会の課程の一部免除を受けようとする者は、第2項の規定により受講申込みをする際に、同項の屋外広告物講習会受講申込書に前項各号の一に該当することを証する書面を添えて申請しなければならない。

(昭50規則27・追加、昭60規則41・平元規則6・平7規則55・平13規則79・一部改正)

(修了証書の交付)

第12条 知事は、講習会を修了した者に対し、屋外広告物講習会修了証書(別記様式第14号)を交付するものとする。

(昭50規則27・追加)

(標識の掲示)

第13条 条例第17条の11の規定による標識は、屋外広告業者登録票(別記様式第15号)によらなければならない。

(平17規則136・追加)

(帳簿の記載事項等)

第14条 条例第17条の12の規定により屋外広告業者が備える帳簿の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 注文者の商号、名称又は氏名及び住所
- (2) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所
- (3) 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量
- (4) 当該表示又は設置の年月日
- (5) 請負金額

2 前項の帳簿は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに作成しなければならない。

3 屋外広告業者は、第1項の帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後5年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

(平17規則136・追加、平24規則9・一部改正)

(屋外広告業者監督処分簿の閲覧)

第15条 条例第17条の15第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 処分の原因となった屋外広告業者の行為等
- (2) 罰則等の適用状況
- (3) その他必要な事項

2 条例第17条の15第1項の屋外広告業者監督処分簿は、県土づくり本部まちづくり推進課において一般の閲覧に供する。

3 第7条の3第2項から第5項までの規定は、前項の閲覧について準用する。

(平17規則136・追加)

(身分証明書)

第 16 条 条例第 17 条の 16 第 2 項の身分を示す証明書の様式は、別記様式第 16 号によるものとする。

(平 17 規則 136・追加)

(公表)

第 17 条 条例第 17 条の 17 第 1 項の規定による公表（以下単に「公表」という。）は、県又は武雄市の広報媒体に掲載する方法その他広く県民又は武雄市民に周知させる方法により行うものとする。

(平 17 規則 136・追加、平 20 規則 9・一部改正)

(意見陳述の機会の付与の方式)

第 18 条 条例第 17 条の 17 第 2 項の規定による意見を述べ、証拠を提示する機会（以下「意見陳述の機会」という。）の付与の方式は、知事又は武雄市長が口頭であることを認めたときを除き、意見を記載した書面（以下「意見書」という。）、証拠書類等を提出してするものとする。

(平 17 規則 136・追加、平 20 規則 9・一部改正)

(意見陳述の機会の付与の通知)

第 19 条 知事又は武雄市長は、意見陳述の機会を与えるときは、意見書、証拠書類等の提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時）の 1 週間前までに、公表の名あて人になるべき者（以下「公表予定者」という。）に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 公表しようとする内容
- (2) 公表の根拠となる条例等の条項
- (3) 公表の原因となる事実
- (4) 意見書、証拠書類等の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

2 知事又は武雄市長は、公表予定者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、その者の氏名又は名称、同項第 3 号に掲げる事項及び知事又は武雄市長が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を佐賀県庁又は武雄市役所の掲示板に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(平 17 規則 136・追加、平 20 規則 9・一部改正)

(代理人)

第 20 条 前条第 1 項の通知を受けた者（同条第 2 項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、各自、当事者のために、意見陳述の機会に関する一切の行為をすることができる。
- 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
- 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を知事又は武雄市長に届け出なければならない。

(平 17 規則 136・追加、平 20 規則 9・一部改正)

(意見陳述の機会の期日又は場所の変更)

第 21 条 当事者又はその代理人は、やむを得ない事情のある場合には、知事又は武雄市長に対し、意見

書、証拠書類等の提出期限の延長又は出頭すべき日時若しくは場所の変更を申し出ることができる。

2 知事又は武雄市長は、前項の規定による申出又は職権により、意見書、証拠書類等の提出期限を延長し、又は出頭すべき日時若しくは場所を変更することができる。

(平 17 規則 136・追加、平 20 規則 9・一部改正)

(口頭による意見陳述の聴取)

第 22 条 口頭による意見陳述の機会を与えたときは、知事又は武雄市長の指名する職員は、意見を録取しなければならない。

(平 17 規則 136・追加、平 20 規則 9・一部改正)

(意見陳述調書)

第 23 条 前条の規定により意見を録取する者(以下「意見録取者」という。)は、当事者又はその代理人が口頭による意見陳述をしたときは、次に掲げる事項を記載した調書(以下「意見陳述調書」という。)を作成し、これに記名押印しなければならない。

- (1) 意見陳述の件名
- (2) 意見陳述の日時及び場所
- (3) 意見録取者の職名及び氏名
- (4) 意見陳述に出頭した当事者及びその代理人の氏名及び住所
- (5) 当事者及びその代理人の意見陳述の要旨
- (6) 証拠書類等が提出されたときは、その標目
- (7) 前各号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項

2 意見陳述調書には、書面、図画、写真その他知事又は武雄市長が適当と認めるものを添付してその一部とすることができる。

(平 17 規則 136・追加、平 20 規則 9・一部改正)

(意見陳述の要旨の確認等)

第 24 条 意見録取者は、口頭による意見陳述の終了後速やかに、当事者又はその代理人に対し、前条第 1 項第 5 号に規定する意見陳述の要旨が当該意見陳述の機会の付与における発言内容と相違ないことを確認し、意見陳述調書に署名押印するよう求めなければならない。この場合において、署名押印を拒否し、又はできない者があったときは、意見録取者は、その旨及びその理由を意見陳述調書に記載しなければならない。

(平 17 規則 136・追加)

(意見陳述調書の提出)

第 25 条 意見録取者は、前条に規定する手続の終了後速やかに、意見陳述調書を知事又は武雄市長に提出しなければならない。

(平 17 規則 136・追加、平 20 規則 9・一部改正)

(意見書の不提出等)

第 26 条 知事又は武雄市長は、正当な理由なく、第 19 条第 1 項の提出期限までに意見書が提出されない場合又は意見陳述の日時に当事者若しくはその代理人が出頭しない場合には、改めて意見陳述の機会の

付与を行うことを要しない。

(平 17 規則 136・追加、平 20 規則 9・一部改正)

附 則

この規則は、昭和 39 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 49 年規則第 57 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現になされている広告物の許可の申請に係る許可の基準については、この規則による改正後の佐賀県屋外広告物条例施行規則別表の規定を適用する。

附 則 (昭和 50 年規則第 27 号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条の次に 5 条を加える改正規定 (第 8 条及び第 9 条に係る部分に限る。) 及び第 9 号様式の次に 5 様式を加える改正規定 (第 10 号様式から第 12 号様式までに係る部分に限る。) は、昭和 50 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 58 年規則第 45 号)

1 この規則は、昭和 58 年 6 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現になされている広告物の許可の申請に係る許可の基準については、この規則による改正後の佐賀県屋外広告物条例施行規則別表の規定を適用する。

附 則 (昭和 60 年規則第 41 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年規則第 6 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の佐賀県屋外広告物条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成 2 年規則第 33 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、使用することができる。

附 則 (平成 7 年規則第 55 号)

この規則は、平成 7 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 10 年規則第 39 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 10 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現になされている広告物の許可の申請に係る許可の基準については、この規則による改正後の佐賀県屋外広告物条例施行規則別表の規定を適用する。

附 則（平成 13 年規則第 79 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年規則第 68 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年規則第 21 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年規則第 136 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の次に 2 条を加える改正規定（第 5 条の 2 に係る部分に限る。）は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年規則第 5 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の 2 の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年規則第 84 号）

この規則は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年規則第 1 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の佐賀県屋外広告物条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、使用することができる。

附 則（平成 20 年規則第 9 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年規則第 58 号）

この規則は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年規則第 3 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現になされている広告物の許可の申請に係る許可の基準については、この規則による改正後の佐賀県屋外広告物条例施行規則別表第 2 の規定を適用する。

3 この規則による改正前の佐賀県屋外広告物条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、使用することができる。

附 則（平成 24 年規則第 9 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の佐賀県屋外広告物条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成 25 年規則第 47 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の佐賀県屋外広告物条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成 26 年規則第 40 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の佐賀県屋外広告物条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

別表第1（第2条の2関係）

（平22規則3・全改）

区分	該当区域
特定広告物交差点等許可区域	条例第3条第12号に掲げる区域（第1条の3各号に掲げる広告物又は掲出物件を除く。）
第一種許可区域	第二種許可区域以外の区域（特定広告物交差点等許可区域を除く。）
第二種許可区域	市街化区域及び区域区分のない都市計画区域（用途地域が定められた都市計画区域に限る。）として定められた地域のうち、次に掲げる地域を除く区域（特定広告物交差点等許可区域を除く。） 1 第一種低層住居専用地域 2 第二種低層住居専用地域 3 第一種中高層住居専用地域 4 第二種中高層住居専用地域

別表第2（第3条関係）

（平22規則3・追加）

第1 共通基準

- (1) 周囲の景観に調和し、秩序あるにぎわい又は自然美を損なわないような形態、色彩その他の意匠とすること。
- (2) 地色は、原則として原色、蛍光色又は派手な色彩を避け、蛍光又は発光を伴う塗料又は材料を使用しないこと。
- (3) 電照を伴うものにあつては、昼間においても良好な景観又は風致を害しないものであること。点滅を伴うものにあつては、その点滅速度又は表示速度は緩やかであること。
- (4) 広告物又は掲出物件の裏面、側面、脚部等についても美観を損なわないよう塗料その他の装飾がなされていること。
- (5) 交通標識、交通信号機等と混同せず、又はこれらを遮へいしないものであること。
- (6) 広告物又は掲出物件の材料は、容易に腐食せず、若しくは損傷しない材料を使用し、又は有効な腐食若しくは損傷の防止の措置をしたものであること。
- (7) 設置期間内は、良好な状態を保つこと。

第2 広告物の種類ごとの許可基準

広告物の種類		区分	基準
建植広告物	広告板	第一種許可区域	1 建植広告物の相互間の距離は、原則として100メートル以上とする。 2 1面の表示面積は、10平方メートル以内とする。 3 高さは、10メートル以下とする。
		第二種許可区域	1 建植広告物の相互間の距離は、原則として50メートル以上とする。 2 1面の表示面積は、15平方メートル以内とする。

			3 高さは、10メートル以下とする。
	広告塔	第一種許可区域	1 建植広告物の相互間の距離は、原則として100メートル以上とする。 2 1面の表示面積は、10平方メートル以内とする。 3 表示面積の合計は、20平方メートル以内とする。 4 高さは、10メートル以下とする。
		第二種許可区域	1 建植広告物の相互間の距離は、原則として50メートル以上とする。 2 1面の表示面積は、15平方メートル以内とする。 3 表示面積の合計は、30平方メートル以内とする。 4 高さは、10メートル以下とする。
建築物を利用する 広告物	屋上広告	特定広告物交差点等許可区域	1 高さは、建築物の高さの5分の1以下とし、かつ、5メートル以下とする。 2 地上から広告物の上端までの高さは、50メートル以下とする。
		第一種許可区域	1 高さは、建築物の高さの3分の1以下とし、かつ、10メートル以下とする。 2 地上から広告物の上端までの高さは、50メートル以下とする。
		第二種許可区域	1 高さは、建築物の高さの2分の1以下とする。 2 地上から広告物の上端までの高さは、50メートル以下とする。
	壁面広告 屋根面広告	特定広告物交差点等許可区域	1 一の壁面又は屋根面に表示される広告物の表示面積の合計は、当該壁面又は屋根面の面積の4分の1以内とし、かつ、20平方メートル以内とする。 2 窓等の開口部をふさがないこと。
		第一種許可区域	1 一の壁面又は屋根面に表示される広告物の表示面積の合計は、当該壁面又は屋根面の面積の3分の1以内とし、かつ、20平方メートル以内とする。 2 表示数は、一の壁面又は屋根面につき、同一内容の広告物については2個以下とする。 3 窓等の開口部をふさがないこと。
		第二種許可区域	1 一の壁面又は屋根面に表示される広告物の表示面積の合計は、当該壁面又は屋根面の面積の2分の1以内とする。 2 窓等の開口部をふさがないこと。
	突出広告	共通	1 突出幅は、壁面から1.5メートル以下とする。 2 表示面積の合計は、20平方メートル以内とする。 3 路面から広告物下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、車道上では4.5メートル以上とする。
塀又は垣を利用する広告物	共通	1 面の表示面積の合計は、塀又は垣のそれぞれの面の面積の2分の1以内とし、かつ、20平方メートル以内とする。	
アーチ広告	共通	1 1面の表示面積は、30平方メートル以内とする。	

			2 路面から広告物の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、車道上では4.5メートル以上とする。
広告幕		共通	1 大きさは、縦10メートル以下、横1メートル以下とする。 2 路面から広告物の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、車道上では4.5メートル以上とする。
アーケードに添加する 広告物		共通	1 1商店につき1個とする。 2 1面の表示面積は、1平方メートル以内とする。 3 路面から広告物の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、車道上では4.5メートル以上とする。
気球広告		共通	1 気球の高さは、取付位置から50メートル以下とする。 2 電線、建築物その他のものと接触しないこと。
電柱、街灯 柱等を利用する 広告物	突出広告	第一種許可区域 第二種許可区域	1 広告物の個数は、電柱等1本につき1個とする。 2 大きさは、縦1.2メートル以下、横0.5メートル以下とする。 3 突出幅は、0.6メートル以下とする。 4 路面から広告物の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、車道上では4.5メートル以上とする。
	巻付け 広告	共通	1 広告物の個数は、電柱等1本につき1個とする。 2 長さは、1.8メートル以下とする。 3 地上から広告物の下端までの高さは、1.2メートル以上とする。
発光可変表示式屋外 広告物		特定広告物 交差点 等許可区域	自家用広告物等及び公共用広告物に限り、特定広告物交差点等許可区域が、第一種許可区域に囲まれている場合にあつては第一種許可区域に係る許可基準とし、第二種許可区域に囲まれている場合にあつては第二種許可区域に係る許可基準とする。
		第一種許可区域	1 1面の表示面積は、8平方メートル以内とする。 2 表示面積の合計は、15平方メートル以内とする。 3 地上から広告物の上端までの高さは、10メートル以下とする。
		第二種許可区域	表示面積の合計は、30平方メートル以内とする。
		備考	1 交差点又は交通信号機からの距離が、30メートル以下の箇所に設置する場合にあつては、次のいずれかを満たすこと。 (1) 地上から広告物の上端までの高さは、5メートル以下とする。 (2) 地上から広告物の下端までの高さは10メートル以上とし、かつ、地上から広告物の上端までの高さは50メートル以下とする。 2 建築物を利用する場合は、この項の基準に加え、この表の「建築物を利用する広告物」の項に掲げる基準を適用すること。 3 夜間においては、交通信号機の機能を損なわないように輝度を落とすこと。
簡易な広	立看板	共通	1 大きさは、縦2メートル以下、横1メートル以下とする。

告物			2 脚の長さは、0.5メートル以下とする。
	広告旗	共通	1 1面の表示面積は、2平方メートル以内とする。 2 道路上に突出しないこと。
	はり紙 はり札	共通	1 表示面積は、1枚1平方メートル以内とする。 2 同一内容のものは、1箇所につき2枚以下とする。
自家用広告物等	第一種許可区域(第一種許可区域に囲まれた特定広告物交差点等許可区域を含む。)		1 表示面積の合計は、100平方メートル又は建築物の延べ床面積に10分の1を乗じたもののうち、いずれか大きい方の面積(条例第6条の2第1項の規定による自家用広告物等に係る許可等の特例に係るものにあつては、150平方メートル又は建築物の延べ床面積に100分の15を乗じたもののうち、いずれか大きい方の面積)以内とする。 2 建植広告物にあつては、地上から広告物の上端までの高さは、15メートル以下とする。
	第二種許可区域(第二種許可区域に囲まれた特定広告物交差点等許可区域を含む。)		1 表示面積の合計は、150平方メートル又は建築物の延べ床面積に100分の15を乗じたもののうち、いずれか大きい方の面積(条例第6条の2第1項の規定による自家用広告物等に係る許可等の特例に係るものにあつては、225平方メートル又は建築物の延べ床面積に100分の22.5を乗じたもののうち、いずれか大きい方の面積)以内とする。 2 建植広告物にあつては、地上から広告物の上端までの高さは、15メートル以下とする。
条例第6条第5項第1号に掲げるもの	条例第3条各号に掲げる区域		1 表示面積の合計は、20平方メートル以内とする。 2 建植広告物にあつては、地上から広告物の上端までの高さは、15メートル以下とする。
条例第6条第5項第2号に掲げるもの	条例第3条各号に掲げる区域		1 1面の表示面積は、2平方メートル以内とする。 2 表示面積の合計は、4平方メートル以内とする。 3 高さは、2メートル以下とする。 4 条例第3条第12号に掲げる区域においては、第1条の3各号に掲げる広告物は許可しない。

備考 「共通」とは、特定広告物交差点等許可区域、第一種許可区域及び第二種許可区域のすべてを含む区域とする。

別表第3 (第4条の3関係)

(平22規則3・追加)

項目	区分	基準
条例第6条第2項第1号に掲	条例第3条各号に掲げる区域(同条第12号に	表示面積の合計は、5平方メートル(条例第6条の2第1項の規定による自家用広告物等に係る許可等の特例に係る

掲げるもの	掲げる区域にあつては、第一種許可区域又は第二種許可区域に囲まれた区域を除く。以下この表において同じ。）	ものにあつては、10平方メートル) 以内とする。
	第一種許可区域(第一種許可区域に囲まれた特定広告物交差点等許可区域を含む。)	1 表示面積の合計は、10平方メートル(条例第6条の2第1項の規定による自家用広告物等に係る許可等の特例に係るものにあつては、20平方メートル) 以内とする。 2 建植広告物にあつては、地上から広告物の上端までの高さは、15メートル以下とする。
	第二種許可区域(第二種許可区域に囲まれた特定広告物交差点等許可区域を含む。)	1 表示面積の合計は、20平方メートル(条例第6条の2第1項の規定による自家用広告物等に係る許可等の特例に係るものにあつては、40平方メートル) 以内とする。 2 建植広告物にあつては、地上から広告物の上端までの高さは、15メートル以下とする。
条例第6条第2項第2号に掲げるもの	条例第3条各号に掲げる区域	1 表示面積の合計は、2平方メートル以内とする。 2 高さは、2メートル以下とする。
	第一種許可区域(第一種許可区域に囲まれた特定広告物交差点等許可区域を含む。) 第二種許可区域(第二種許可区域に囲まれた特定広告物交差点等許可区域を含む。)	1 表示面積の合計は、4平方メートル以内とする。 2 高さは、4メートル以下とする。
条例第6条第2項第3号に掲げるもの	県全域	1 工事期間中に限り表示され、宣伝の用に供しないこと。 2 周囲の景観を損なわないこと。

別表第4 (第4条の3関係)

(平22規則3・追加)

項目	基準
条例第6条第3項第2号に掲げるもの	表示面積の合計は、5平方メートル以内とする。

第1号様式（第2条関係）

屋外広告物許可申請書

年 月 日

屋外広告物条例第5条の規定により申請します。

様	申請者又は代理人	住所 (事務所の所在地)	電話 番		
		氏名 〔事務所の名称〕 及び代表者	⑩		
工事施工者 住所氏名	電話 () 番号 屋外広告業登録番号 第 号			種 別	
表示の期間	年 月 日から 年 月 日まで			※ 受 付	
表示、設置の場 所	番地				
形状寸法	縦	メートル	表示面積	平方	材
	横	メートル		メートル	
	地上からの高さ		メートル		
数 量	枚 個 件 基	手数料	※	円	広 告 の 内 容
		収入 年 月 日	※	年 月 日	
					年 月 日
					年 月 日
許可の条件又は不許可 及びその理由	この処分に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事・武雄市長に対して異議申立てをすることができます。 また、この処分を知つた日の翌日から起算して6月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）・武雄市（代表者は武雄市長となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。				※ 許可済印
					(許可条件) 許可を受けた広告物又は掲出物件（はり紙、はり札等、立看板等を除く。）につき、管理者を置くこと。

(注) 申請者は※欄については記入しないこと。

この様式に記載された個人情報、屋外広告物許可に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

第1号の2様式（第3条の2関係）

広告物特例地区指定申出書

年 月 日

佐賀県知事 様

市（町）長

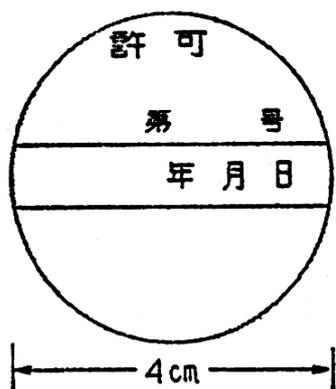
屋外広告物条例第5条の2第1項の規定により広告物特例地区の指定を申し出ます。

指定を受けようとする特定の区域又は区間

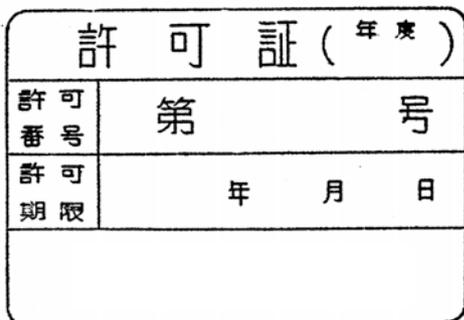
添付書類

- 1 指定を受けようとする特定の区域又は区間を示す図面
- 2 理由書
- 3 その他知事が必要と認める書類

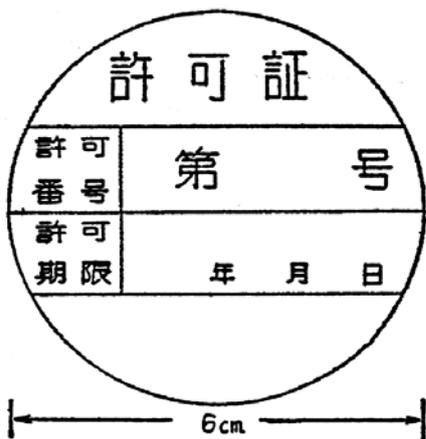
第2号様式 (第4条関係)



第3号様式 (第4条関係)



第4号様式 (第4条関係)



第4号の2様式 (第4条の2関係)

公共用広告物協議書

年 月 日

屋外広告物条例第6条第1項括弧書の規定により協議します。

様	協議者	住所		電話 番	
		代表者名 (担当所属)		印	
工事施工者 住所氏名	電話 () 番号 屋外広告業登録番号 第 号		種 別		
表示の期間	年 月 日から 年 月 日まで		※ 受 付		
表示又は設置の 場所			番地		
管理責任者及び 連絡先					
形状 寸法	縦 メートル	表示面積	平方 メートル	材 料	広 告 の 内 容
	横 メートル		地上からの高さ メートル		
数 量			枚 個 件 基	工 事 の 着 手	年 月 日
				完 成 の 予 定	年 月 日
そ の 他	【 変更の場合は、変更の内容を記載すること。 】		※ 協 議 済 印		
			申出のとおり協議を了しました。 土木事務所長 印 (武雄市長) (条件) 協議を終了した広告物又は掘出物件(はり紙、はり札等、立看板等を除く。)につき、管理者を置くこと。		

(注) 協議者は※欄については記入しないこと。

この様式に記載された個人情報、屋外広告物許可に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

第4号の2の3様式 (第5条の2、第5条の3関係)

屋外広告物管理者等設置・変更届

年 月 日

様

〒(-)

届出者 住 所

氏 名 (印)

電 話 (- -)

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
商号又は名称及び代表者の氏名〕

屋外広告物（屋外広告物を掲出する物件）の
ので、次のとおり届け出ます。

- 〔
 管理者を設置した
 表示者 設置者 管理者 を変更した
 表示者 設置者 管理者 の商号、名称
 若しくは氏名又は住所を変更した
 〕

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号			
表示（設置）の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
表示（設置）の場所				
種 類		数 量	枚 個	
管理者設置 変更 年 月 日	年 月 日			
届 出 事 項	管理者設置の場合		住所 〒(-) 氏名 電話 (- -) (印)	
			資格	
	変更の場合	新	表示者 又は 設置者	住所 〒(-) 氏名 (商号又は名称) 電話 (- -)
				住所 〒(-) 氏名 (商号又は名称) 電話 (- -)
		旧	管 理 者	住所 〒(-) 氏名 電話 (- -) (印)
				住所 〒(-) 氏名 電話 (- -)

- 注 1 [] 内の□には、該当する箇所「(印)」を記入してください。
 2 「表示者 設置者 管理者」については、該当するものを○で囲んでください。
 3 管理者の資格が必要な場合は、「資格」欄に資格の名称を記入するとともに、それを証する書面を添付してください。
 4 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。(個人の場合に限る。)
 5 この届出書の様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、届出の宛先を書き換えていただければ、九州各県の届出書様式として利用できます。

第4号の3様式 (第5条の3関係)

屋外広告物滅失届

年 月 日

様

住 所

氏 名

印

〔 法人にあつては主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

屋外広告物条例第8条の3第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日 及び番号	年 月 日付け 第 号
許可期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
表示(設置)場 所	
数 量	枚 個
滅失年月日	年 月 日
滅失の理由	
そ の 他	

この様式に記載された個人情報は、屋外広告物許可に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

第5号様式(第5条関係)

屋外広告物変更許可申請書

年 月 日

屋外広告物条例第8条第1項の規定により申請します。

様	申請者又は代理人	住所 (事務所の所在地)	電話
		氏名 (事務所の名称)及び代表者	印
管理者住所氏名	電話番 資格：一級建築士・二級建築士・屋外広告士		種別
工事施工者住所氏名	電話番 佐賀県屋外広告業登録()第 号		※ 手数料
変更前の内容	許可年月日	年 月 日付	
	指令番号	第 号	
	許可期間	年 月 日から 年 月 日まで	
表示場所	番地		※ 収入年月日
変更の内容			
変更理由			※ 受付
許可の条件	<p>この処分に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事・武雄市長に対して異議申立てをすることができます。 また、この処分を知つた日の翌日から起算して6月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)、武雄市(代表者は武雄市長となります。)を被告として取消訴訟を提起することができます。</p>		※ 許可済印

- (注)
- 1 申請者は※欄については記入しないこと。
 - 2 はり紙、はり札、広告幕等は現物を添えて申請すること。
 - 3 建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定により、建築主事の確認を受けるべき広告物又は掲出物件の管理者については、該当する資格を○で囲むこと。また、その資格を証明する書面の写しを添付すること。

この様式に記載された個人情報、屋外広告物許可に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

第6号様式(第5条関係)

屋外広告物継続許可申請書

年 月 日

屋外広告物条例第8条第2項の規定により申請します。

様	申請者又は代理人	住所 (事務所の所在地)	電話
		氏名 〔事務所の名称〕 及び代表者	㊟
管理者 住所氏名	電話 番		種 別
	資格：一級建築士・二級建築士・屋外広告士		
表示・設置 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	形 状 寸 法	
表示・設置 の 場 所	番地		縦 横 メートル メートル 表示面積 平方メートル 地上からの高さ メートル ※ 許可済印
数 量	手数料 ※ 円		
	収入 ※ 年 月 日 ㊟		
前 回 の 許 可 内 容	許可月日 指令番号	年 月 日附 第 号	
	表示・設置 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
	表示・設置 の 場 所	番地	
	形状寸法	縦 メートル 横 メートル 表示面積 平方 地上から メートル メートルの高さ	
許可の 条件	この処分に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事・武雄市長に対して異議申立てをすることができます。 また、この処分を知つた日の翌日から起算して6月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります)・武雄市(代表者は武雄市長となります)を被告として取消訴訟を提起することができます。		

- (注) 1 申請者は※欄については記入しないこと。
 2 管理者住所氏名の欄は、はり紙、はり札等、立看板等の場合は記載の必要なし。また、建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定により、建築主事の確認を受けるべき広告物又は掲出物件の管理者については、該当する資格を○で囲むこと。また、その資格を証明する書面の写しを添付すること。

この様式に記載された個人情報、屋外広告物許可に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

第6号の2様式（第5条関係）

屋外広告物自己点検報告書

年 月 日

様

申請者 住所
氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

屋外広告物条例第8条第2項の規定により次のとおり報告します。

1 広告物等の概要

- (1) 種別 (自家用広告物等 一般広告物 (自家用広告物等以外をいう。)) の
(建植広告物等 その他 ())
- (2) 形状寸法 表示面積 平方メートル (縦 メートル、横 メートル)
地上からの高さ メートル
- (3) 表示・設置の場所
- (4) 広告の内容
- (5) 前回の許可内容 許可年月日 年 月 日 許可番号 第 号

2 照明の有無

(有 (有の場合 面積 平方メートル) 無)

3 点検結果 (「点検日における安全の良否」欄に、良の場合「○」、否の場合「×」、該当しない場合「-」を記入すること。)

点検項目	点検日における安全の良否	修理月日	修理内容
①主要部分の変形又は腐食			
②取付（支持）部分の変形又は腐食			
③ボルト、ビス等の脱落、変形又は腐食			
④柱脚部分の変形又は腐食			
⑤表示面のはく離、破損			
⑥屋外広告物の基礎（不同沈下）			
⑦風圧に十分耐えうるか			
⑧照明灯、ネオン管等の不発光			
⑨配線経路等の接続不良			
⑩光量、向き、点滅速度等の不具合			
⑪その他特に点検した箇所（ ）			

上記のとおり点検を行いました。 (点検日) 年 月 日

管理者 住所
氏名

印

資格：一級建築士・二級建築士・屋外広告士

- (注) 1 個別の広告物ごとに自己点検報告書を作成すること。ただし、自家用広告物のうち点検結果が全て良好である広告物については、当該広告物をまとめて自己点検報告書を作成することができる。
- 2 広告物等の概要及び照明の有無については、次に掲げる事項に留意すること。
- (1) () 内の口には、該当する箇所に「レ印」を記入すること。
- (2) 広告の内容については、概要を記入した上で、設置写真を添付すること。この場合において、照明を伴う広告物については、当該広告物に照明を照射している写真及び照射していない写真の2種類を添付して、照明の状態が分かるようにすること。
- (3) 前回の許可内容については、当該許可申請の際現に許可されている許可の内容を記入すること。
- 3 点検の結果、「点検日における安全の良否」欄が否の場合のみ、修理をした上で、「修理月日」欄及び「修理内容」欄を記入すること。
- 4 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定により、建築主事の確認を受けるべき広告物又は掲出物件の管理者については、該当する資格を○で囲むこと。

この様式に記載された個人情報、屋外広告物許可に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

第7号様式(第6条関係)

屋外広告物許可手数料減免申請書

年 月 日

屋外広告物条例第11条の規定により申請します。

佐賀県知事 様	申請者又は代理人	住所 (事務所の所在地)	電話	番
		氏名 〔事務所の名称〕 及び代表者	(印)	
表設の 期 間	年 月 日から			種 別
	年 月 日まで			
表設の 場 所	減 免 を 申 請 す る 理 由			※ 受 付
				※ 許可(変更許可, 継続許可)申請番号
				許 可 手 数 料 の 額
				円
				減 免 を 申 請 す る 額
				円
				※ 減免決定額
				円
※ 減免しない理由				※ 減免決定通知書番号

- (注) 1 申請者は※欄については記入しないこと。
2 許可(変更許可, 継続許可)申請書に添えて提出すること。

この様式に記載された個人情報、屋外広告物許可に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

第8号様式(第6条関係)

屋外広告物許可手数料減免決定通知書

第 号
年 月 日

様

佐賀県知事



年 月 日付の手数料減免申請については、次のとおり決定したので通知します。

減 免 申 請 額	円
減 免 決 定 額	円

第9号様式(第7条関係)

屋外広告物除却届

年 月 日

条例第14条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

様	届 出 者	住所 (事務所の所在地) 電話 番
		氏名 (事務所の名称) 及び代表者 ㊟
許可年月日 及び番号	年 月 日付 指令 第 号	
表示又は 設置の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
表示又は 設置の場所	番地	
種別及び数量		
除却年月日	年 月 日完了	
広告主の 住所氏名		
その他 必要事項		

- (注) 1 届出者が広告主でないときは、委任状を添付のこと。
2 許可期間内の場合は、必ず第3号様式の許可証票を返納すること。

この様式に記載された個人情報、屋外広告物許可に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

第10号様式（第7条の7関係）

身 分 証 明 書		第 号
		所 属 職氏名
<p>上記の者は、佐賀県屋外広告物条例（昭和39年佐賀県条例第43号）第15条の7第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明します。</p>		
年 月 日発行		印

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

年 月 日

佐賀県知事 様

証紙欄

申請者 住所
氏名 印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、商号
又は名称及び代表者の氏名)

屋外広告業登録申請書

屋外広告業の登録を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

登録の種類	新規	※登録番号	屋外広告業登録 第 号		
	更新	※登録年月日	年 月 日		
法人・個人の別		1 個人 2 法人			
フリガナ 商号、名称又は氏名 (法人にあつては、商号又は 名称及び代表者の氏名)					
住所 (法人にあつては、主たる 事務所の所在地)		〒 (-) 電話 (-)			
1 管内において営業を行う 営業所の名称及び所在地	営業所の名称	営業所の所在地 (郵便番号)		電話番号	
2 業務主任者の氏名及びその 所属する営業所の名称	所属営業所名	業務主任者の氏名		摘要	
3 法人である場合の役員 (業務を執行する社員、取締役、代表者、執行役又はこれらに準ずる者) の職名及び氏名	職名	氏名	職名	氏名	
4 他の地方公共団体における登録状況	登録を受けた地方公共団体名		登録年月日	登録番号	

5 未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所	氏名 〔法人にあつては、 商号又は名称及び 代表者の氏名〕				
	住所 〒 (-) 〔法人にあつては、 主たる事務所の所 在地〕		電話 (-)		
6 法定代理人 が法人である 場合のその役員(業務を執行する 社員、取締役、代表 者、執行役又はこれ らに準ずる者)の職 名及び氏名	職名	氏名	職名	氏名	
7 管内におい て営業を行う 営業所が2以 上ある場合の 営業所の名 称及び所在 地並びに業 務主任者の 氏名及びそ の所属する 営業所の名 称	営業所2	営業所の名称	営業所の所在地 (郵便番号)		電話番号
		所属営業所名	業務主任者の氏名		摘要
	営業所3	営業所の名称	営業所の所在地 (郵便番号)		電話番号
		所属営業所名	業務主任者の氏名		摘要

- 注 1 ※印のある欄には初回登録の場合、記入しないでください。
- 2 「登録の種類」及び「法人・個人の別」については、それぞれ該当するものを○で囲んでください。
- 3 摘要欄には、屋外広告士、講習会修了者その他の業務主任者の要件を満たす資格を記入してください。
- 4 次の書面を添付してください。
- (1) 登録申請者（法人にあつてはその役員、未成年者にあつてはその法定代理人（法定代理人が法人である場合には、当該法人及びその役員）を含む。）が登録拒否の要件に該当しない旨の誓約書
 - (2) 業務主任者がその資格に適合することを証する書面
 - (3) 業務主任者が在籍していることを証する書面（健康保険被保険者証の写し等）
 - (4) 登録申請者（法人にあつてはその役員をいい、未成年者にあつてはその法定代理人（法定代理人が法人である場合には、その役員）を含む。）の略歴書
 - (5) 法人（未成年者の法定代理人である法人を含む。）にあつては登記事項証明書、個人（未成年者の法定代理人である個人を含む。）にあつては住民票の写し（いずれも3か月以内に発行されたもの）
- 5 この申請書の各欄に記入できないものは、別紙に記入のうえ添付してください。
- 6 申請書の記載が第1紙で完了する場合は、第2紙は提出する必要はありません。
- 7 管内において営業を行う営業所が2以上ある場合は、第2紙を利用することができます。
- 8 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。（個人の場合に限る。）
- 9 この申請書の様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、申請の宛先を書き換えていただければ、九州各県の申請書様式として利用できます。

第12号様式（第9条関係）

佐賀県知事 様

誓約書

登録申請者

（
本 人
法人の役員
法定代理人
法定代理人（法
人）の役員
）

は、屋外広告物条例に定める登録拒否の要件に

該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

印

- 注 1 「本人 法人の役員 法定代理人 法定代理人（法人）の役員」は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。（個人の場合に限る。）
- 3 この誓約書の様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、申請の宛先を書き換えていただければ、九州各県の誓約書様式として利用できます。

第12号の2様式（第9条関係）

登録申請者

本人
法人の役員
法定代理人
法定代理人（法人）の役員

の略歴書

現住所	〒（ — ）		
	電話（ — — ）		
氏名（法人にあつては、役員の名）		生年月日	年 月 日
略歴	期 間 自 年 月 日 至 年 月 日	職務内容又は業務内容	
賞罰等	年 月 日	賞 罰 等 の 内 容	
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日			
氏 名			印

- 注 1 「本人 法人の役員 法定代理人 法定代理人（法人）の役員」は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 「職務内容又は業務内容」は、屋外広告業に係る職務内容又は業務内容を全て記載すること。
- 3 「賞罰等」は、屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた経歴及び屋外広告業の登録の取消し及び営業停止に係る処分を受けた経歴（役員としての経歴を含む。）について記入すること。
- 4 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。
- 5 この略歴書の様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、九州各県の略歴書様式として利用できます。

第12号の3様式（第9条の4関係）

年 月 日

佐賀県知事 様

届出者 住 所

氏 名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
商号又は名称及び代表者の氏名〕

屋外広告業登録事項変更届出書

屋外広告業の登録事項に変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

登録番号	屋外広告業登録 第 号		
登録年月日	年 月 日		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
1 商号、名称又は氏名 2 住所 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕 3 営業所の名称又は所在地 4 役員の氏名 5 法定代理人の氏名又は住所 〔法人にあつては、商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名〕 6 業務主任者の氏名又はその所属営業所			

- 注
- 1 変更に係る事項については、該当するものを○で囲むこと。
 - 2 変更に係る事項が次のいずれかに該当するときは、当該事項に該当する書類を添付すること。
 - (1) 商号、名称若しくは氏名又は住所の変更 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し
 - (2) 営業所の名称又は所在地の変更 登記事項証明書（商業登記の変更を必要とする場合に限る。）
 - (3) 法人の役員の変更 登記事項証明書並びに誓約書及び略歴書
 - (4) 法人の役員の氏名の変更 氏名の変更が確認できる書類
 - (5) 法定代理人の変更 誓約書及び略歴書並びに法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し
 - (6) 業務主任者の変更 資格等を証明するもの（写し可）及び在籍証明書
 - 3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。（個人の場合に限る。）
 - 4 この届出書の様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、届出の宛先を書き換えていただければ、九州各県の届出書様式として利用できます。

第12号の4様式（第9条の5関係）

年 月 日

佐賀県知事 様

届出者 住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
商号又は名称及び代表者の氏名〕

屋外広告業廃業等届出書

屋外広告業の廃業等となりましたので、次のとおり届け出ます。

登録番号	屋外広告業登録 第 号
登録年月日	年 月 日
屋外広告業者の住所及び 商号、名称又は氏名 〔法人にあつては、主たる 事務所の所在地、商 号又は名称及び代表 者の氏名〕	住所 商号、名称又は氏名
届出理由	1 死亡 2 消滅 3 破産 4 解散 5 廃止
届出理由の生じた日	年 月 日
屋外広告業者と届出人 との関係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 5 本人

- 注 1 「届出の理由」及び「屋外広告業者と届出人との関係」については、それぞれ該当する番号を○で囲むこと。
- 2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。（個人の場合に限る。）
- 3 この届出書の様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、届出の宛先を書き換えていただければ、九州各県の届出書様式として利用できます。

第13号様式（第11条関係）

佐賀県証紙欄

屋外広告物講習会受講申込書

年 月 日

佐賀県知事 様

佐賀県屋外広告物条例第17条の9第1項の講習会の受講を申し込みます。

現住所	〒 (-)		
勤務先	電話 (- -)		
ふりがな氏名	Ⓜ	年 月 日生	男 女

※ 受講免除申請に関する事項

資格	取得年月日	交付番号
建築士法による建築士	一級建築士	
	二級建築士	
	木造建築士	
電気工事士法による電気工事士	第1種電気工事士	
	第2種電気工事士	
電気事業法による免状所持者	第1種電気主任技術者免状	
	第2種電気主任技術者免状	
	第3種電気主任技術者免状	
職業能力開発促進法による帆布製品製造に係る資格所持者	職業訓練修了者	
	職業訓練指導員免許	
	技能検定合格者	
屋外広告業の5年以上の実務経験者		

注 講習会の受講の一部免除を受けようとする者は、※欄について記載し、その資格を証する書面の写しを添付すること。

この様式に記載された個人情報、屋外広告物許可に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

第14号様式（第12条関係）

第 号

屋外広告物講習会修了証書

現 住 所	
氏 名	
生 年 月 日	

上記の者は、佐賀県屋外広告物条例（昭和39年佐賀県条例第43号）第17条の9第1項の規定による講習会の課程を修了した者であることを証明する。

年 月 日

佐賀県知事



第15号様式（第13条関係）

← 40センチメートル以上 →		↑ 35センチ メートル以 上 ↓
屋 外 広 告 業 者 登 録 済 票		
商号、名称又は氏名		
法人である場合の代 表者の氏名		
登 録 番 号	佐賀県屋外広告業登録 第 号	
登 録 年 月 日	年 月 日	
営業所の名称		
営業所に置かれてい る業務主任者の氏名		

第16号様式（第16条関係）

身 分 証 明 書		第 号
		所 属 職 氏名
<p>上記の者は、佐賀県屋外広告物条例（昭和39年佐賀県条例第43号）第17条の16第1項の規定により立入検査をする職員であることを証明します。</p>		
年 月 日発行		
佐賀県知事		印

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。